

(別表1)

加入金の額及びその払込みの方法

1. 加入金の額

区 分	金 額
(1) 商工業者	5,000円
(2) 地区内で事業活動を行う団体 ①相互会社 ②中小企業等協同組合③信用金庫 ④労働金庫 ⑤公社 ⑥青色申告会 ⑦法人会 ⑧スタンプ会 ⑨商店会 ⑩特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人 ⑪医療法人 ⑫社会福祉法人 ⑬産学関連・商工会事業に関わる学校法人 ⑭地域経済の発展、教育、文化、学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人、一般社団法人、公益社団法人 ⑮地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人、一般財団法人、公益財団法人 ⑯まちづくり、教育・文化、観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人	10,000円
(3) 地区内で自己の名をもって事業活動を行う個人 ①医師 ②歯科医師 ③助産師	
(4) 青年部・女性部の部長及び副部長	2,000円
(5) 特別会員	10,000円

2. 加入金の払込みの方法

加入承諾書が到着した日から、10日以内に現金又は口座振替により納入するものとする。

(別表2)

会費の額及び払込みの方法並びに納期

1. 会費の額

[1] 一般基準表

1. 基本割

個人事業所		7口
法人事業所 (資本金額)	300万円以下	9口
	301万円～500万円	10口
	501万円～1,000万円	11口
	1,001万円～2,000万円	12口
	2,001万円以上	14口

2. 従事者割

従事者数	2人以下	1口
	3人～5人	2口
	6人～10人	3口
	11人～20人	4口
	21人以上	5口

3. 利用度割

青色申告割	1口
建設業国民健康保険割	2口
労働保険割	3口
決算申告指導割	3口

会費の計算方法

- ① 1口の額は、月額100円と換算する。
- ② 会費の額は、基本割に従事者割及び利用度割を加算した額とする。
- ③ 基準日とは、前年度末日とする。但し、年度途中で加入した会員の会費の額は、加入の日を基準日として算定する。
- ④ 基本割の資本金の額は、基準日現在の払込み資本金とする。
- ⑤ 従事者割の従事者数とは、基準日現在事業に常時従事している従事者をいい、個人会員は事業主、家族従業員（税務申告上の専従者給与専従者控除を受けているもの）を含み、法人会員は、常勤役員を含むものとする。
- ⑥ 利用度割については、次の各号によるものとする。
 - (1) 青色申告割とは、基準日現在で個人青色申告者であるものをいう。

- (2) 建設業国民健康保険割とは、基準日現在で建設業国民健康保険組合蔵王支部の組合員であるものをいう。
- (3) 労働保険割とは、基準日現在で蔵王町商工会労働保険事務組合に加入しているものをいう。
- (4) 決算申告指導割とは、基準日年度において決算指導を受けた個人会員であるものをいう。

〔2〕 特別基準表

- ① 上記の一般基準にかかわらず、次に掲げるものの会費の額は、理事会の議を経て決定するものとする。

1. 金融機関	
信用組合	年額 50,000円
信用金庫	年額 70,000円
銀行	年額 100,000円
2. 地区内で事業活動を行う団体 ①相互会社 ②中小企業等協同組合 ③労働金庫 ④公社 ⑤青色申告会 ⑥法人会 ⑦スタンプ会 ⑧商店会 ⑨特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人 ⑩医療法人 ⑪社会福祉法人 ⑫産学関連・商工会事業に関わる学校法人 ⑬地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人、一般社団法人、公益社団法人 ⑭地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人、一般財団法人、公益財団法人 ⑮まちづくり、教育・文化、観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人	月額 2,000円
3. 地区内で自己の名をもって事業活動を行う個人 ①医師 ②歯科医師 ③助産師	
4. 青年部・女性部の部長及び副部長	年額 2,400円
5. 特別会員	月額 1,000円

〔3〕 特別加算基準表

- ① 上記〔1〕及び〔2〕以外に会員の申し出があった場合には、下記金額を加算することができる。

加算金額	5,000円
	10,000円
	20,000円
	30,000円
	40,000円

2. 会費の払込みの方法及び納期

会費は、6月末、11月末の年2回に分けて、現金、又は口座振替により納入するものとする。ただし、特別基準表をもって賦課の対象となる金融機関等においては、理事会の議を経て納期を決定する。